

--	--

住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

菰野町長

納税義務者 住所 _____

氏名 _____

TEL _____

下記のとおり住宅耐震改修を完了しましたので、固定資産税の減額を申告します。

家屋の所在	菰野町
家屋番号	
種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造
床面積	_____ m ²
建築年月日	_____年 _____月 _____日
登記年月日	_____年 _____月 _____日
耐震改修が完了した年月日	_____年 _____月 _____日
耐震改修に要した費用	_____ 円
※ 耐震改修が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出できなかった理由	

※添付書類

認定長期優良住宅の 適・否

- ① 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書
- ② 改修工事の内容及び費用の支払いが確認できるもの（写真、工事明細書、領収書の写し等）
- ③ 耐震改修により認定長期優良住宅となった場合は、長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額制度について

昭和 57 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅について、令和 13 年 3 月 31 日までの間に、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行った場合、120 m²分までを限度に当該住宅に係る翌年度の固定資産税を2分の1減額します。

※長期優良住宅の認定を受けて改修されたものについては、減額される額が3分の2となります。

●減額を受けるための条件

- (1) 昭和 57 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅であること。
- (2) 令和 13 年 3 月 31 日までの間に行う、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事であること。
- (3) 耐震改修工事に要した費用が1戸あたり50万円を超えていること。
※ バリアフリー改修の減額、省エネ改修の減額と同時に受けることはできません。
- (4) 長期優良住宅に対する減額を受ける場合は、改修後の住宅の床面積が40 m²以上240 m²以下であること。

●改修工事の期間

令和 13 年 3 月 31 日までの間に行われた耐震改修工事

●減額される年度及び税額

耐震改修工事が完了した年の翌年度分(1月1日完了の場合はその年度分)に限り、当該住宅1戸あたり床面積120 m²相当分までの固定資産税1/2(長期優良住宅の場合は2/3)を減額する。

●減額を受けるための提出書類(改修工事が完了した日から3か月以内に提出が必要)

- ① 耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書
- ② 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書
※ 証明書の発行主体…建築士、指定確認検査機関、指定住宅性能評価機関、役場都市整備課等
- ③ 改修工事の内容及び費用の支払いが確認できるもの(写真、工事明細書、領収書の写し等)
※ 耐震改修により認定長期優良住宅となった場合は、長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類

※ 必要に応じて現地確認をさせていただく場合があります。

【 お問合せ・申告書類提出先 】

菰野町役場 税務課 固定資産税係

TEL 059-391-1116